

ストレージパリティの達成に向けた 太陽光発電設備等の価格低減促進事業

(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)

令和3年3月

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

目次

	頁
I. 事業の目的	3
II. 対象事業	4
III. 本補助金に申請できる者	5
IV. 事業要件	6
V. 対象とする設備	7
VI. 主な評価ポイント	9
VII. 応募方法	10
VIII. 問い合わせ先	12
IX. 事業スケジュール	13

I. 事業の目的

【グリーン社会の実現のためのオンサイトPPA等による
地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業：令和2年度3次補正予算 8,000百万円】

1. ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業
3. 地域の再エネの効率的活用に資するコンテナ型データセンター導入促進事業

本事業は、オンサイトPPAモデル等による自家消費型の太陽光発電設備や動く蓄電池としての電気自動車を含む蓄電池等を導入する事業に要する経費の一部を補助することにより、価格低減を図りつつ、地域の再エネ主力化とレジリエンス向上を図り、2050年カーボンニュートラルなグリーン社会の実現を強力に推進することを目的とします。

(例)



- 需要家**
- ・再エネ電気を購入
 - ・RE100に活用可能
 - ・長期固定価格
 - ・電気代上昇リスク低減
 - ・電力使用分のみ支払

- PPA事業者**
- ・太陽光パネルの
 - ・所有権を保持
 - ・維持管理を実施

【画像出典】
事業概要（グリーン社会の実現のためのオンサイトPPA等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）（環境省 地球環境局）

II. 対象事業

対象事業	契約形態	基準額			
		太陽光発電設備	定置用蓄電池	車載型蓄電池	充放電設備
ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 (企業等の需要家の実情に応じて停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備や車載型蓄電池、定置用蓄電池等の導入を行う事業)	オンサイトPPAモデル	定額 (5万円/kW) + 設置工事費相当額10万円	産業用： 定額 (6万円/kWh) 及び設置工事費相当額 定額 (10万円) を合算した額と 間接補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額	定額 (蓄電容量 (kWh) × 1/2 × 2万円。 令和3年度CEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする)	2分の1 (令和3年度CEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする) 及び設置工事費 定額 (上限額：1基あたり産業・業務用95万円、家庭用40万円) を合算した額
	当該施設の設置者 (所有者) 自らが発注・所有	定額 (4万円/kW) + 設置工事費相当額10万円	家庭用※： 定額 (2万円/kWh) 及び設置工事費相当額 定額 (10万円) を合算した額と 間接補助対象経費に5分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額		
	ファイナンスリース契約				

(太陽光発電設備の算定例)

オンサイトPPAモデルで

- ・ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値 1,200kW
- ・ パワーコンディショナーの定格出力 1,000kW

を導入する場合、基準額は1,000kW × 5万円/kW + 10万円 = 5,010万円となる

(定置用蓄電池の算定例)

産業用蓄電池1,000kWh (PCS一体型でない) を導入し、定置用蓄電池のみの工事費込みの間接補助対象経費が1.5億円の場合、目標価格1,000kWh × 21万円/kWh = 21,000万円をクリアしており、基準額は

- ・ 1,000kWh × 6万円/kWh + 10万円 = 6,010万円
- ・ 1.5億円 × 1/3 = 5,000万円

により、5,000万円となる

※家庭用：4,800Ah・セル未満

※太陽光発電設備の基準額としての設置工事費相当額は、工事費に関わらず一律10万円

※補助金の上限額は、1需要地あたり2億円

III. 本補助金に申請できる者

- ア. 民間企業（導入する設備等をファイナンスリース契約により提供する契約を行う民間企業を含む）
- イ. 青色申告を行っている個人事業主（税務代理権限証書の写し、税理士・会計士等により申告内容が事実と相違ないことの証明、又は税務署の受取り受領印が押印された確定申告Bと所得税青色申告決算書の写しを提出できること）
- ウ. 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- エ. 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- オ. 地方公共団体（定置用蓄電池又は車載型蓄電池等を導入する者で、太陽光発電設備を導入する民間企業と共同申請をする場合に限る）
- カ. 個人（定置用蓄電池又は車載型蓄電池等を導入する者で、太陽光発電設備を導入する民間企業と共同申請をする場合に限る）
- キ. その他環境大臣の承認を経て機構が認める者

注1：本事業においては、地方公共団体が設置又は管理を行う施設にファイナンスリース契約により設備等導入を行う場合は補助対象外とする

注2：上記の「民間企業」は、本事業においては、株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・信用金庫・相互会社・有限会社のほか、学校法人、医療法人、社会福祉法人、事業ごとに特別法の規定に基づき設立された協同組合等を言う

IV. 事業要件

- I. 平時において導入施設で自家消費することを目的に、かつ停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した太陽光発電設備等を導入すること
- II. オンサイトPPAモデルによる導入の場合は、補助金額の5分の4以上が、サービス料金の低減等により、需要家に還元されるものであること
- III. ファイナンスリースによる導入の場合は、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること
- IV. 戸建て住宅を除き、太陽電池出力が10kW以上であること
- V. 本補助事業の実施により得られる環境価値を需要家に帰属させるものであること
- VI. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（FIT）による売電を行わないものであること。また、令和4年度に運用開始が予定されているFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないものであること
- VII. 応募時に、設備の設置場所、需要家及び申請者を含む全ての補助事業者が確定していること
- VIII. 太陽光発電設備等の設置や電力供給等、補助事業の実施にあたっては、関係諸法令・基準等を遵守すること
- IX. CO2削減が図れるものであること

V. 対象とする設備

※様式B-2「特定負荷表」に計上した停電時に必要な電力をまかなえるシステムになっていれば、
・蓄電池・非常用発電設備を導入せず、自立運転機能付きのパワーコンディショナーを導入する申請
・自立運転機能付きのパワーコンディショナーは導入せず、蓄電池・非常用発電設備を導入する（既設の場合を含む）申請でも可

【太陽光発電設備】

- 停電時にも必要な電力を供給できる機能を有すること
(ただし、蓄電池又は非常用発電設備を併設し、停電時にも必要な電力を供給できる場合はその限りではない)
- FIT（固定価格買取制度）による売電は不可。また、令和4年度に運用開始が予定されているFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと
- 導入する設備から得られるエネルギー量が、原則として平時に使用するエネルギー量を考慮した適正な量であること
- 太陽電池出力が10kW以上であること（戸建て住宅を除く）

【定置用蓄電池（蓄電池設備のみの申請は不可）】 ※詳細については公募要領を参照のこと

- 据置型（定置型）に限る
- 太陽光発電設備によって発電した電気を優先的に蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること（停電時のみの使用は不可）
- 目標価格以下の蓄電システムであること
 - 〈産業用〉 2021年度 産業用蓄電池 目標価格 21万円/kWh（工事費込み）
 - 〈家庭用〉 2021年度 家庭用蓄電池 目標価格 16.5万円/kWh（工事費込み）

※定置用蓄電池を導入する場合は、太陽光発電設備と経費を切り分けた見積書を取得するなどして、定置用蓄電池のみの経費を明示すること

【車載型蓄電池】

- 外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（車載型蓄電池）で、かつ、充放電設備と同時に導入するもの（令和3年度経済産業省クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の「補助対象車両一覧」の銘柄）に限る
- 令和3年度CEV補助金の「補助対象車両一覧」が公開されるまでは、令和2年度CEV補助金の「補助対象車両一覧」を踏まえて申請すること。ただしその場合でも、完了実績報告は令和3年度CEV補助金の「補助対象車両一覧」に基づき行うこと

【充放電設備】

- 平時において、太陽光発電設備から電力供給が可能となるよう措置されている場合に限る
- 災害等による停電発生時において、本補助金を活用して導入した車載型蓄電池から施設へ電力供給が可能となるよう措置されているものに限る

VI. 主な評価ポイント

※具体的な評価方法は審査委員会にて決定

- ストレージパリティの達成への取り組み（蓄電池の導入）
- エネルギー起源CO2排出削減効果
 - 設備導入によるCO2削減量 [t-CO2/年]
 - 費用効率性（1t-CO2削減当たりのコスト）
- 経営基盤
 - 代表申請者、共同申請者（需要家を含む）の経営の健全性・事業の継続性（直近の3決算期の貸借対照表及び損益計算書における当期純利益・自己資本（純資産）・自己資本比率・流動比率等）

※補助金で取得した財産は当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）は補助金の交付目的に沿って使用していただく必要があり、そのための健全な経営基盤を有することが求められる
- RE100等への取組
 - 再エネ100%の電力調達、RE100加盟等

VII. 応募方法

●公募期間

- ・ 第1次：令和3年3月26日（金）～令和3年4月30日（金）正午まで【必着】
- ・ 第2次：令和3年5月10日（月）～令和3年5月31日（月）正午まで【必着】
- ・ 第3次：令和3年6月7日（月）～令和3年6月30日（水）正午まで【必着】
- ・ 第4次：令和3年7月5日（月）～令和3年7月30日（金）正午まで【必着】
- ・ 第5次：令和3年8月9日（月）～令和3年8月31日（火）正午まで【必着】
- ・ 第6次：令和3年9月6日（月）～令和3年9月30日（木）正午まで【必着】

※予算額に達した場合はそれ以降の公募を実施しないことがあります。

●提出方法

【郵送又は持参の場合】

公募要領に定める応募に必要な書類（紙1部・電子媒体1枚）を公募期間内に郵送又は持参により機構に提出すること

応募書類は封書に入れ、宛名面に応募事業者名及び「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」を朱書きで明記すること

【メールの場合】

応募書類（Excel・PowerPoint・PDFファイル）を公募期間内に supply@jigyo.eic.or.jp に送信すること

※送信するデータの容量に十分注意すること（データの容量が多い場合は、オンラインストレージサービスを利用するなどして提出すること。

メールで分割して送信する場合は、メールのタイトルに「需要地：■■■ 1/4」などと付すこと）

※メールの受信が確認できない申請は無効とする。送信ミスには十分注意すること

VIII. 問い合わせ先

公募全般に対するお問い合わせは、必ず電子メールを利用し、下記の要領で電子メールをお送りください。問い合わせにあたっては、公募要領、Q&A、交付規定を熟読した上で、「公募要領●ページについて」など、具体的に質問箇所を挙げるようにしてください。

件名：【環境省補助金: ストレージパリティ】〇〇〇について

本文：

- (1) 所属・氏名
- (2) 連絡先（電話番号及びメールアドレス）
- (3) 質問内容

<問い合わせ先>

一般財団法人環境イノベーション情報機構（EIC）

事業部 事業第二課

メールアドレス：supply@jigyo.eic.or.jp

複数年度事業イメージ

